

法廷における証人への付添犬活動の展望

—アメリカの法廷付添犬の取組についての検討を中心に

平 山 真 理

はじめに

その子どもは証人として、裁判において鍵を握る証言を求められている。しかし、法廷で証言することはとてつもないプレッシャーである。被告人の弁護人は容赦ない反対尋問を行ってくる。その子どもは恐怖と緊張でしどろもどろになり、十分な証言をできなくなってしまう…。裁判の映画やドラマでよく目にするシーンである。

証人への負担を軽減するため、わが国においても、2000年の刑事訴訟法改正により、証人への付添い（刑訴法第157条の4）、証人への遮へい（刑訴法第157条の5）、また、ビデオリンクを利用した証言（刑訴法第157条の6）などの諸制度が採用されてきた。さらに2016年の刑事訴訟法改正では、ビデオリンク証言に際して、証人が同じ裁判所の建物以外において証言し、それをビデオリンクで結ぶことも可能になった（刑訴法第157条の6第2項）。このように証人への配慮が進む中、一つのニュースが筆者の目を引いた。2020年8月に行われたとある児童福祉法違反事件の刑事裁判において、児童の証人が証言する際に、その精神的負担を軽減するため、付添「人」ではなく、付添「犬」が証人に寄り添うことが認められた、⁽¹⁾ というものである。この「付添犬」という言葉は、こ

論 説

の裁判において付添犬を提供した「NPO 法人子ども支援センターつなぐ」内の付添犬認証委員会が2020年7月に作った新しい言葉⁽²⁾である。アメリカにおいてはこうした活動が以前から「Court Dog」や「Court house Facility Dog」という名のもとで採用されていたことは筆者も認識していた。筆者がアメリカにおけるこのような取組の存在について知ったのは、2009年にABAのジャーナルに掲載されたある記事によって、であった⁽³⁾。筆者はその取組について強い関心を抱いた一方で、わが国における導入にはまだ障壁が多いとも考えていた。そうしたところ、上述のように、わが国でも実施されるようになったことを知り、これは歓迎すべき動向であると、筆者も大きな期待を抱いている。

本稿では、まずはわが国において2000年刑訴法改正によって導入された、証人に対する配慮について、とくに「付添人」制度をめぐる状況とその議論についてふりかえりたい。そして、アメリカにおいて既に実施されている法廷付添犬活動について検討し、その意義と課題、とくに法律上の争点を中心に考察することで、わが国においても同様の制度を活用することの意義とその発展可能性について論じることを本稿の主な目的とする。

(1) なかのかおり「虐待・性被害の子に「付添犬」法廷で証言中、ストレス緩和も…実現の理由」Yahoo ニュース10/22/2020配信記事 <https://news.yahoo.co.jp/byline/nakanokaori/20201012-00202026> (last visited 12/10/2021)

(2) 塚田賢慎「付添犬、被害少女ケアのため「刑事裁判に初出廷」…弁護士ら実現に奮闘、日本にまだ4頭」弁護士ドットコムニュース11/01/2020配信 https://www.bengo4.com/c_1009/n_11930/ (last visited 12/10/2021)

(3) Anne Stolley Persky, Going to the Dogs—in a Good Way, 12/02/2009配信記事。 https://www.abajournal.com/magazine/article/going_to_the_dogs_-_a_good_way (last visited 12/01/2021)

I. 2000年刑事訴訟法改正により導入された証人への配慮をめぐる議論

被害者による被害届や告訴は刑事手続における重要な「捜査の端緒」であり、被害者は刑事司法制度の入り口において重要な役割を担っている。被害者は事件の当事者ではあるものの、刑事訴訟の当事者ではなく、「証拠の一つ」として扱われてきた。被害者は犯罪による直接的な被害だけでなく、刑事手続において受ける二次被害や、さらに三次被害などによって苦しめられることも多く、事件によってもっとも大きな影響を受ける人々である。わが国では、1990年代後半頃から刑事手続における被害者への配慮が進み、被害者の権利やニーズに焦点を当てた立法や法改正が進められてきた。刑事裁判における被害者への配慮が大きく進んだのは、2000年5月に成立公布された「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」（以下、2000年刑訴法改正）によってであった。2000年刑訴法改正によっては、親告罪である強姦罪等（当時）の告訴期間が撤廃され、公判における被害者等による心情その他の意見の陳述制度（刑訴法292条の2）が導入された⁽⁴⁾。冒頭でも述べたように、2000年刑訴法改正によっては、証人への付添い、遮へい、ビデオリンク方式を用いた証言などが行なえることとなったのである⁽⁵⁾。また、ビデオリンク方式による証人尋問の録画を主尋問における供述に代えて証拠とすること（刑訴法321条の2）も導入された。これらの措置の多くは、必ずし

(4) 2000年改正刑訴法の改正の背景と解説については、松尾浩也編著『逐条解説 犯罪被害者保護二法』（有斐閣 2001年）、椎橋隆幸、川出敏裕、高橋則夫『わかりやすい犯罪被害者保護制度』（有斐閣 2001）等。

(5) 2000年改正刑訴法においては、証人への付添い（157条の2）、証人への遮蔽（157条の3）、ビデオリンク方式による証人尋問（157条の4）であったが、2016年刑訴法改正によって157条の2に「証人尋問開始前の免責要求」が、157条の3に「証人尋問開始後の免責要求」が新設され、それぞれ157条の4以下に繰り下げられた。

論 説

も被害者証人に限定した制度ではなく、証言によって大きな負担や苦痛を感じ得る証人一般のための措置であったが、これらの制度の必要性を求める議論においては、証人の中でもとくに精神的負担を感じるであろう被害者証人が中心に据えられていたことは間違いないであろう。2000年刑訴法改正によって導入された証人に対する配慮のこれまでの実施状況をまとめると、「表1」のようになる。これらの措置を利用する証人の数は制度が定着し、年を追うごとに増加していったことが分かる。

ところで、証人に対する配慮のうち、「遮へい」と「ビデオリンク」については、被告人の証人審問権（憲法37条2項前段）や裁判の公開（憲法37条1項、82条1項）との関係で懸念も示された。さらに、遮へいとビデオリンクのそれぞれの措置が併用された場合（被告人の手元のモニターや傍聴席から見える画面のスイッチを切るという形で行われ得るであろう）には、これらの懸念はさらに大きくなる。

しかしこの点について最高裁は、「証人尋問が公判期日において行われる場合、傍聴人と証人との間で遮へい措置が採られ、あるいはビデオリンク方式によることとされ、さらには、ビデオリンク方式によった上で傍聴人と証人との間で遮へい措置が採られても、審理が公開されていることに変わりはないから、これらの措置が憲法82条1項、37条1項に違反するものではないとし、「また、証人尋問の際、被告人から証人の状態を認識できなくする遮へい措置が採られた場合、被告人は、証人の姿を見ることはできないけれども、供述を聞くことはでき、自ら尋問することもでき、さらに、この措置は、弁護人が出頭している場合に限り採ることができるのであって、弁護人による証人の供述態度等の観察は妨げられないのであるから、前記のとおりの制度の趣旨にかんがみ、被告人の証人審問権は侵害されていないというべきである。ビデオリンク方式によることとされた場合には、被告人は、映像と音声の送受信を通じてであれ、証人の姿を見ながら供述を聞き、自ら尋問することができる」（甲南法学'22）62-1・2・3・4-78（78）

法廷における証人への付添犬活動の展望

のであるから被告人の証人審問権は侵害されていないというべきである。」とし、さらには「遮へい」と「ビデオリンク方式」の併用について

表1：公判段階における被害者等の証人に対する配慮

措置の種類 年次	証人の保護		
	遮へい	ビデオリンク	付添
2000(11～12)	104		10
2001	847	67	38
2002	912	122	68
2003	1,062	136	51
2004	1,074	217	87
2005	1,103	210	77
2006	1,233	234	68
2007	1,222	224	70
2008	1,007	202	86
2009	1,094	235	79
2010	1,295	261	102
2011	1,317	242	136
2012	1,757	288	121
2013	1,792	278	116
2014	1,661	299	112
2015	1,563	290	141
2016	1,623	303	128
2017	1,105	225	78
2018	1,461	317(15)	114
2019	1,505	341(23)	118
2020	1,237	202(38)	107

出典：『平成23年版犯罪白書』、『平成28年版犯罪白書』、『令和3年版犯罪白書』をもとに作成。

注1 ビデオリンク制度については2001年6月より実施された。

注2 ビデオリンクの()内の数は、2016年刑訴法改正により一定の条件のもとで可能になった、同一構内「外」と法廷をビデオリンクで結ぶ証言の実施人数である。

論 説

も、「映像と音声の送受信を通じてであれ、被告人は、証人の供述を聞くことはでき、自ら尋問することもでき、弁護人による証人の供述態度等の観察は妨げられないのであるから、やはり被告人の証人審問権は侵害されていないというべきことは同様である」(波線部筆者)と判示している。(最一小判平17・4・14刑集59巻3号259頁)。

とくに証人審問権との関連では、「遮へい」措置について言えば、被告人は証人の姿を見ることができないけれども、供述を聞くことはできるし、自ら尋問することもでき、さらに弁護人による証人の供述態度の観察は妨げられない(弁護人が出廷している場合にのみこの措置をとることができる)こと、また「ビデオリンク方式による証言」措置について言えば、対象の事件を限定しており、被告人は証人の姿を見ることができないけれども、供述を聞くことはできるし、弁護人による証人の供述態度の観察は妨げられないこと、また両措置の併用についても、弁護人が「代わりに」証人の供述態度を観察していること等を理由に挙げられている。ある意味、被害者を中心とする証人への配慮と証人審問権のバランスをとったとも言える。しかし遮へいを採用すると、被告人は証人の「声」は聞こえるが、視覚による情報は制限されることは間違いなく、全体像をつかむことは難しくなる。また、ビデオリンクによる証人尋問についても、映像と音声の送受信によるとは言っても、実際の証人尋問と比べると、臨場感は劣ることになる。また、証人審問権は合衆国憲法修正第6条の対決権と同様の権利を意味するという立場からは、単に「⁽⁶⁾弁護人を通じて反対尋問する」権利を保障したものではないという批判もある。

一方、同じく2000年改正刑訴法で導入された証人への付添い措置については、被告人の証人審問権との関係でも問題はなく、この措置に対す

(6) 高野隆「日本国憲法は対決権を保障している」『刑事弁護』No. 76 (2013) 14-15頁。

法廷における証人への付添犬活動の展望

る懸念はほとんど示されていない。日弁連が被疑者被告人の防禦の観点から、2000年改正刑法の被害者の保護について出した『刑事手続における犯罪被害者等の保護』⁽⁷⁾に関する意見書⁽⁷⁾の中でも、「付添い」措置については、「(中略)、証人の年齢が低かったり、或いは強姦の被害者などで、心理的に不安定な者については付添いを認めることがより適切な場合があると思われる。従って付添いの制度を設けること自体は賛成である」としており、被害者証人に対するその他の保護措置と比べると、懸念や問題意識は示されていない。しかし「付添人」については、「付添人の資格については十分な議論を行う」必要があるとして、この配慮のもとでどのような付添人が「不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与える虞のない者」となるのかには注意が必要であるとの認識は示されている（『意見書』10頁）。

「付添人」として、証人とどのような関係にある者が「適切」あるいは「不適切」であるかは条文上は明らかではなく、その都度個別に判断されてきていると思われる。証人の家族や心理カウンセラー等、証人が信頼を置く人物が「付添人」となることが多いと思われるが、一方で、これらの者に証人の「供述に不当な影響を与える虞」がまったくないわけではない。児童証人にとって付添人が信頼を置いている相手であればある程、その者の期待に応えた供述をしようとする子どもが考える場合もあり得る。また、とくに子どもは聴き取りをする者の聴き方や反応によって話す内容を変えてしまい易いという問題も指摘されている⁽⁸⁾。これまで

(7) 日弁連が1999年10月22日に発表した意見書については、<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/991022.pdf> (last visited 12/01/2021)

(8) 例えば1980年代のアメリカにおいて長期の裁判となったマクマーティン幼稚園事件では、ソーシャルワーカーらが幼稚園の子どもから話を聞き出す過程で、誘導的な質問方法がとられたために、子どもたちは聴取者が聞き出したいと望ん

自分の話を何度も聴取してきた人物（カウンセラー等）が証言に付き添えば、これまでの自分の話と違う内容の記憶を思い出したとしても、これまで自分の話を聴いてきた人物を横にしてそれを証言することに抵抗を感じてしまうこともあり得るかもしれない。そう考えると、そのことが証人の証言に不当な影響（そしてそれは被告人にとって不利益なものとなることも考えられる）を与えるかもしれないという懸念が全くないわけではないであろう。しかし、やはり、とくに子どもや性犯罪の被害者が証言する場合等、証言に負担を感じる証人の精神的負担や不安を緩和できる存在が証人に付添うことは、被害者保護の観点からも、そして証言をスムーズにすることで真実の解明につながるという観点からも、重要な制度であることは間違いない。付添制度が2000年に始まって本稿執筆時において20年以上が経過したわけであるが、どのような付添人を裁判所が「認めなかったのか」については明らかではない。付添い措置を利用したいという希望が被害者からあればほとんどのケースで認められているのではないかと推定される。

II. アメリカにおける活動に法廷付添犬活動について

1. Courthouse Facility Dog プログラム開始の経緯

アメリカやカナダ、オーストラリア等の国々では、児童等の証人が裁判で証言する際の精神的負担を軽減するため、訓練された犬が証人に付き添う取組みは、「Justice Facility Dog Program」や「Courthouse Facility Dog Program」などと呼ばれる（以下、特定のプログラムを指さない限りは、まとめて「Court Dog」という）。このような取組が初めて

でいる話を徐々にするようになったのではないか、ということが大きな問題の一つとして指摘されている。この事件の裁判については、以下の本が詳しい。エドガー・W・バトラー他著／黒澤香・庭山英雄翻訳『マクマーチン裁判の深層：全米史上最長の子どもの性的虐待事件裁判』（北大路書房 2004）

採用されたのは、2003年、当時シアトル市キングス郡の検事補であった Ellen O Neill-Stevens 氏による発案によってであった。Steven 氏は重い障がいを抱える息子のために、カリフォルニア州のサンタローザの介助犬賛助団体である CCI (Canine Companions for Independence) から、大きな黄色のゴールデンレトリバーとラブラドルのミックスである、ジーターを2003年にもらい受けてきた⁽⁹⁾。ジーターが息子に付き添えない日は、Steven 氏は犬を連れて出勤していたが、介助犬が被害を受けた子どもたちの回復にも役立つのではないかと考えるに至ったのである。ある日、Steven 氏は検察事務所のロビーで、一人の少年を目にしたが、その少年は介助犬のジータと遊びたい、と発言したという。後から分かったことであるが、その少年は母親から性的虐待を受け、少年自身も妹に性的虐待を行っていた。同僚の検察官はその少年が母親から受けた加害について証言を行うよう、司法取引を持ちかけようとしていたが、少年は気が進まなかったらしい。少年が介助犬のジータにしがみついていたので、Steven 氏は「ジータと遊びたいの?」と尋ね、少年が「そう」と答えたので、司法取引は延期し、後日改めて話し合いがもたれた。ここでは、少年、弁護士、検察官、警官等がすべて車座になって床に座り、その少年はジータを抱きしめながら、自分に起こったことのすべてを話した、という⁽¹⁰⁾。Steven 氏は犯罪被害を受けて心に傷を抱えた子どもたちに介助犬が付き添うことで、被害児童の心の傷の回復にも大いに役立つことを確信した。Steven 氏は上司であった Norm Maleng 氏と性暴力事件専従班の同僚検察官たちに、証人に犬を付き添わせるアイデアについて説明し、賛同を得ることができた。Steven 氏はその後、プログラ

(9) Rebecca Wallick, Dogs in the Courtroom, A comforting canine presence provides victims with a safe harbor, *The Bark*, October 2008. <https://thebark.com/content/dogs-courtroom> (last visited 12/01/2021)

(10) *Ibid.*

ムの啓発や推進を行うためのNPO団体である「Courthouse Dogs Foundation」を設立したのである。⁽¹¹⁾ Steven氏により開始された付添犬の試みは、同検事事務所の次席検事(Deputy Prosecutor)であるPage Ulrey氏により引き継がれた。Ulrey氏の愛犬のエリー(ラブラドル)は介助犬となるべくCCIで訓練を受け、介助犬として認定された後はアメリカではじめての法廷付添犬となり、長年活躍をした。⁽¹²⁾

2. Courthouse Facility Dog プログラムの内容

Court Facilitate Dog プログラムとは、刑事手続における被害者や証人だけでなく、またドラッグコートやメンタルヘルスコート等の問題解決型裁判所の被告人のような、依存症や自身の脆弱性等の問題を多く抱えた被告人等、司法手続において「弱者」となり得る人々に対しても、介助犬を付き添わせることで支援しようとする取組の総称であるということが出来る。⁽¹³⁾ アメリカにおける法廷付添犬の活動が検察官からの発案から始まったこともあって、法廷付添犬は検察事務所や、連携する子どもの権利を擁護する機関に所属しているケースが多い。

(1) 法廷付添犬について

この取組にとって最も重要な存在となるのは犬である。人間に対して支援や補助をする犬は、最も代表的な盲導犬を始め、聴導犬、介助犬、補助犬、警察犬、麻薬探知犬、地雷探知犬、セラピー犬、そして通常のペット等、様々なものがある。このうち、法廷付添犬は「ファシリテ

(11) Jill Mariani, Courthouse Facility Dog, Criminal Justice Summer 2020 at 15.

(12) *Ibid.*

(13) Casey Holder, All Dogs Go to Court: The Impact of Court Facility Dogs as Comfort for Child Witnesses on a Defendant's Right to a Fair Trial, Houston Law Review, Vol. 50, Issue 4, 2013

法廷における証人への付添犬活動の展望

「リードッグ」という位置づけとなるが、ファシリティーリードッグとは、常駐あるいは定期的に通うようなかたちで、特定の施設に存在する補助犬、ということになる。アメリカでは、このファシリティーリードッグと認定されるためには、国際介助犬協会（Assistance Dogs International, ADI）の認定を受けた非営利の補助犬育成学校のプログラムを受講し、修了しなければならない。全米第一号の法廷付添犬となった前出のエリーは、CCIで補助犬となるべく訓練を受けたわけである。

Courthouse Dogs Foundation が「西部子ども擁護センター（Western Regional Child s Advocacy Center）」（政府運営のワンストップ・センター）と共同で開発した、Court Dog プログラムのベストプラクティスのためのガイドラインブックである、『Facility Dogs at Children s Advocacy Centers and in Legal Proceedings Best Practices』⁽¹⁴⁾（2015）（以下『ベストプラクティス』）の12頁以下によると、法廷付添犬となるためには、一般的なファシリティーリードッグとしての審査に加え、追加審査が求められるという。そこでは、自信と愛情に満ち、子どもと密接に接することに抵抗のない犬、また、ストレスの多い環境で、さまざまな人と長時間接することができる気質も求められるという。また、最も重要なこととして、法廷付添犬は複数のハンドラーとともに行動し、必要に応じて放し飼いにされることができて、司法面接、医療従事者による検査、法廷での審理に立ち会うこと等その場面に応じた柔軟性を提供することが求められる。法廷付添犬の役割は、被害者や児童証人に付き添い、その心情を安定させることであるが、人間に「癒し」や「落ち着き」を与えればいい、ということではないらしい。法廷付添犬活動の創始者である前出の Steven 検事補によると、いわゆるセラピー犬を法廷付添犬として使うことは適切ではないという。⁽¹⁵⁾セラピー犬は傷ついた人を「癒

(14) <https://courthousedogs.org/wp-content/uploads/2017/02/Facility-Dogs-at-CACs-Best-Practices-Final-2-18-15.pdf> (last visited 12/01/2021)

す」役割を担うわけであるが、付添犬は「ただそこにいること」が求められるためであり、この二つの役割には異なった訓練を要するという。Steven氏によると、レイプ被害を受けた子どもの身体検査が行われていた際、セラピー犬として訓練を受けた犬をその子どもに寄り添わせたが、子どもが泣き出したところ、その犬は子どもを落ち着かせるためにテーブルに前足を乗せて、子どもを舐めてしまったという。この行動はセラピー犬としては適切かもしれないが、子どもの体に犬の毛が付着してしまい、証拠が汚染されてしまったことにより、その子どもは再度身体検査を受けなければならなくなってしまったという。

(2) ハンドラーについて

付添犬活動犬において犬以上に重要ともなり得る存在は、犬のハンドラーである、「人間」である。法廷付添犬のハンドラーとなるのは、刑事手続そのものについて十分な知識を有する専門家である必要がある。アメリカでは法廷付添犬活動が検察官主導によって始まったこともあり、検察官や捜査官、被害者支援専従スタッフまた司法面接を担当する専門捜査官等がハンドラーとなることが多い。ハンドラーとなるためには、特別の訓練を受ける必要がある。『ベストプラクティス』27頁以下によると、付添犬が司法面接や子どもの証言中に付き添う間、つまり付添犬の勤務中に犬のハンドラーとなるのが「第一ハンドラー」である。第一ハンドラーは必ず、司法制度において勤務するスタッフでなければならない、とされている。「第一ハンドラー」はまた、自宅においてその犬と共に生活する人物、つまり犬の飼い主でもある。ハンドラーは司法制度についての正確な知識に基づき、捜査や証言の供述等、法廷付添犬が付き添っている各々の段階が、刑事司法制度においてどのような局面であ

(15) Rebecca Wallick, *Dogs in the Courtroom, Follow-up Part II Facility dogs versus therapy dogs—critical distinction* *The Bark*, August 2011.

法廷における証人への付添犬活動の展望

るかを正確に理解している必要があるのである。犬のことに詳しいからと言って、ヴォランティアがハンドラーを務めることはない。この点は、性犯罪の被害児童による供述や証言等、プライバシーの保護がとくに強く要請される情報に触れることが多いことから、情報の秘匿のためにも重要である。「第一ハンドラー」になるのは、被害児童と共に過ごす機会や時間の多い、被害者支援専従スタッフが最適とされている。法廷付添犬には「第二ハンドラー」も存在する。例えば、司法面接においては、司法面接官がこの役割を担うことが考えられる。

3. Courthouse Facility Dog プログラムについての制定法

本稿執筆時（2021年12月末）において、アメリカにおいて Court Dog プログラムを採用し、州法において規定しているのは、アリゾナ州、アーカンソー州、コロラド州、ハワイ州、アイダホ州、イリノイ州、ルイジアナ州、ヴァージニア州、ワシントン州の計9州である。⁽¹⁶⁾ 以下では、このうち、ワシントン州法における規定について参照してみたい。

ワシントン州法（Revised Code of Washington, RCW）第10編（刑事訴訟法）52章110条 コート・ファシリティ・ドッグプログラム

- (1) 裁判所は、あらゆる司法手続において証人が使用するためのコート・ファシリティ・ドッグを許可する権限を有する。
- (2) コート・ファシリティ・ドッグを使用できる裁判所は、18歳未満の証人、または RCW 71A.10.020 に定める発達障がいをもつ証人に対し、法廷でのその証言中にコート・ファシリティ・ドッグを同行させることを許可しなければならない。

(16) <https://courthousedogs.org/legal/facility-dog-legislation/> (last visited 12/01/2021)

論 説

(3) 裁判所は、本条(2)項の基準を満たさない証人に対しても、法廷におけるその証言中にコート・ファシリティ・ドッグを付き添わせることができるのであれば、その使用を許可することができる。

(4) コート・ファシリティ・ドッグを法廷内に、陪審員がまだ入廷していない段階で連れてこようとする前に、コート・ファシリティ・ドッグによる付添いを利用しようとする者は、以下の事項を記載した申立書を提出しなければならない。

(a) コート・ファシリティ・ドッグの資格

(b) コート・ファシリティ・ドッグが十分な保険に加入していること

(c) 証人とコート・ファシリティ・ドッグとの間に、証言に備えた関係が確立されていること

(d) 証人の証言を容易にするためにコート・ファシリティ・ドッグが必要であることについての理由。

(5) 証人の証言を容易にするためにコート・ファシリティ・ドッグの存在が必要であると認められる場合、訴訟手続が行われる裁判所の管轄区域内でコート・ファシリティ・ドッグおよび認定ハンドラーが利用可能であれば、証人にはその証言中、コート・ファシリティ・ドッグの付添いを得る機会が与えられなければならない。

(6) 裁判所が本条第(4)項に基づく申立てを認めた場合、認定ハンドラーは、必要に応じてコート・ファシリティ・ドッグを擁護 (advocate) するために法廷に立ち会わなければならない。この活動を行うコート・ファシリティ・ドッグは、証人が証言している間、認定ハンドラーによって綱で繋がれていなくても証言台まで証人に同行し、陪審員の視界に入らないように床に横たわれるよう訓練されていなければならない。

(7) 陪審裁判においては、以下の規定が適用される。

(a) 陪審員の選定において、いずれの当事者も、裁判所の承認を得て、証人を補助するコート・ファシリティ・ドッグの存在が証人に対する

法廷における証人への付添犬活動の展望

る不当な同情を生じさせるか又はその他の方法で当事者に偏見を生じさせるか否かについて、陪審員候補者に対し予備的な質問をすることができる。

- (b) 裁判所は、可能な限り、証人の証言の前、証言中および証言後に、陪審員からコート・ファシリティ・ドッグが観察できないような状態にしなければならない。
 - (c) いずれの当事者の要請によっても、裁判所は、証人の証言前および審理終了時に、コート・ファシリティ・ドッグの存在から生じ得る偏見を防止することを目指した適切な説示を陪審員に対して行わなければならない。
- (8) 裁判所は、本条によって許可されたコート・ファシリティ・ドッグの使用に関する規則を採用することができる。
- (9) 本条の目的のもとでは、以下の通りに規定する。
- (a) 「認定ハンドラー」とは、(i)コート・ファシリティ・ドッグを提供した補助犬団体からコート・ファシリティ・ドッグを扱うための訓練を受け、(ii)司法制度において従事しており、その実務についての知識を有する専門家である人物をいうものとする。
 - (b) 「コート・ファシリティ・ドッグ」とは、以下の犬をいう。(i)補助犬の獲得(acquisition)、犬とそのハンドラーに対する訓練、およびその配置のすべての分野における優れた基準に基づいて、補助犬団体に認定を与えることを主な目的としていると公認団体によって認定された補助犬団体のプログラムを卒業しており、(ii)ストレスの多い司法手続において証人に静かに付き添うことによって、その証人らが司法手続によりよく関与できることを目的として、司法制度においてサービスを提供するために特に選択されたもの。

4. Courthouse Facility Dog プログラムの課題

(1) 付添犬の存在は被告人が公正な裁判を受ける権利を侵害するのか

証人の証言中犬を介在させるこのプログラムは、証人の精神的負担を軽減させるうえでも大きな意義があるように思われる。しかし、もちろん課題も多い。法律上の争点の一つは、「犬に付き添われた無垢な児童証人」という印象を陪審員に与えることで、陪審員が被害者証人に過度に同情的になってしまったり（動物が付き添わなければいけないほどトラウマを証人が抱えているという印象を与えることもある）、より真実を話しているという心証を得るかもしれず、⁽¹⁷⁾このことは合衆国憲法修正第6条のもとでの被告人が公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれはないか、という問題である。また、同じく修正第6条は被告人の対質権を保障しているが、これはとくに、被害者等の検察側の証人が虚偽の証言をしていないかを明らかにするために、反対尋問する機会の保障として重要である。証人が仮に虚偽の証言を行っている場合でも、犬が付き添うことで証人が心情の安定を得て、反対尋問にもうろたえず、結果的に陪審員はその証人の証言を信用する、ということになれば、それは被告人の対質権の侵害である、という懸念が弁護士等からは示されている。⁽¹⁸⁾

(2) 法廷付添犬をめぐる判例

法廷付添犬制度の是非については、被告人が公正な裁判を受ける権利

(17) William Glaberson, *By Helping a Girl Testify at a Rape Trial, a Dog Ignites a Legal Debate*, The New York Times, August 8, 2011, available at <https://www.nytimes.com/2011/08/09/nyregion/dog-helps-rape-victim-15-testify.html?pagewanted=all&r=0> (last visited 12/02/2021) では、弁護士によるこのような懸念が紹介されている。

(18) H. Greenfield, *Dog as Witness*, Simple Just, N.Y. Criminal Defense Blog (8/10/2011) <http://blog.simplejustice.us/2011/08/10/dog-aswitness.aspx>. (last visited 12/01/2021)

法廷における証人への付添犬活動の展望

との関連でこれまでいくつかの裁判で議論されてきた。2021年9月22日、ペンシルヴァニア州最高裁判所は、法廷付添犬制度は「適切な方法」によって適用されるのであれば、被告人が公正な裁判を受ける権利を侵害しないと判示した（Commonwealth v. Purnell, 71 MAP 2020 (Pa. Sep. 22, 2021), WL 4303633）。ここでは、この事件の裁判において、付添犬制度についてどのような議論が行われたのかについて、一審から順を追って考察してみたい。

事件の概要は、2016年10月3日に同州のチェスター郡で、被告人Purnellの犯行により、被害者が7発の銃弾を受けて死亡した、というものである。被告人は銃撃犯として逮捕され、第1級謀殺、第3級謀殺、そして携帯許可証なしの銃器所持について起訴された。この事件には複数の目撃証人がいたが、当時13歳の自閉症の少女Aが、被告人が犯行現場から逃げる際に自分にも銃が向けられたことを警察で供述していた。しかし、同じ目撃者であった別の証人が犯行グループから後に暴行を受けたことをAは目にしたことから恐怖を感じ、裁判で証言することに恐怖と大きな精神的負担を感じていたものであった。検察はこの証人らが裁判では恐怖から証言できないことも懸念されることから、いわゆる期日外尋問による証言の採用を申し立てるとともに、「子どもが証言する際の特別手続採用の申し入れ（Commonwealth's Motion for Special Procedures During the Presentation of the Testimony of Child Witnesses）」を行い、証人が公判で証言しなければならない場合は「法廷付添犬」制度の採用を申し入れていたのである。この事件の陪審裁判が行われたのは2018年であったが、この証人A（証言時は15歳）には、緊張を和らげるため、その証言中「法廷付添犬」が伴うことを裁判長は認めた。陪審は被告人を有罪としたのであるが、弁護人は証人に犬が付き添ったことで、陪審員が過度に同情的になった結果、被告人が公平な裁判を受ける権利が侵害されたとして、控訴、上告していたものである。

論 説

ペンシルヴァニア州最高裁判所は、法廷付添犬の使用について、「被告人が公正な裁判を受ける権利に及ぼされ得る『偏見』の可能性」と「(付添犬がいることで)より証人の証言が容易になる」という、二つの要請(あるいは価値)の間のバランスをとる必要があるとし、本件の一審における法廷付添犬活動を検証したところ、「適切な方法」で実施されており、従って被告人が公正な裁判を受ける権利は侵害されていない、と判示したのである。

では裁判所が検討した「適切な方法」とはどのようなものだったのだろうか。判決文より考察してみたい。一審の州裁判所チェスター郡支部(the Chester County Court of Common Pleas, Criminal Division)における審理(No. CP-15-CR-0004353-2016)においては、検察官は、証人に付き添う犬について当初「Comfort Dog」という名称で申請した。しかし、犬の存在が陪審員の同情を誘う可能性を小さくするためにも、判事は敢えてこれを「Service Dog(介助犬)」と呼びなおし、さらにこの介助犬のメロディが陪審員の目に触れない方法を検討した。すなわち、陪審員たちが法廷の外にいる間に、A(15歳の少女)に証言台に座ってもらい、証言台の下にメロディを座らせ、さらに、証言台の横にはハンドラーである保安官が立つことで、陪審員からはメロディが見えないような状況を作ったのである。

判事はまた、Aの証言が始まる前に、以下のような説示を陪審員たちに与えた。

「陪審員のみなさん、証人と一緒に証言台の下に介助犬がありますが、それをみなさんの目には触れないようにすることについて、私は許可しました。その犬は今その証言台のところにいます。私が介助犬の同席を許可したという事実は、みなさんはいかなる目的においても考慮しないようにして下さい。とりわけ、介助犬がいるという理由で、もちろんその他の理由でもですが、証人に同情を寄せてはいけませんし、介助犬(甲南法学'22) 62-1・2・3・4-92(92)

の存在だけを理由に、この証人の証言には他の証人の証言とは異なる信用性があると評価しないように」(p.63)

最終弁論後、判事は再び同じ説示を陪審団に与え、陪審員たちは評議に入った。陪審は被告人を第1級謀殺では無罪としたが、第3級謀殺と銃器不法所持で有罪とし、被告人には「禁錮20年6月から47年」の刑が言い渡された。被告人は控訴したが、その理由の一つとして、証人に介助犬が付き添ったため陪審員が同情し、その結果、被告人の公正な裁判を受ける権利が侵害された、とするものであった。

控訴審においてペンシルヴァニア州上級裁判所(Superior Court of Pennsylvania)は、付添犬の使用は「ペンシルベニア州で先例のない訴訟事件(first impression)である」と断ったうえで、裁判所は、陪審法廷の権威とコントロールを維持するために幅広い裁量権を有するとし、ペンシルヴァニア州証拠規則611条(a)に基づき、証人を過度の緊張から守り、正確な証言を得るために管理を行うべきだとした。((Commonwealth v. Purnell, 233 A.3d 824)。さらに、上級裁判所は、他州における同様の裁判例にも触れながら、法廷における付添犬の使用について他州の裁判所が「付添犬の存在は本質的に偏見を持たせるものではないと結論付けている」と説明した。一方で、上級裁判所は、法廷付添犬の使用を検討する際の「バランス・テスト」の存在の必要性についても言及している。この「バランス・テスト」は、やはり同じく法廷付添犬の使用と被告人の権利について審理された裁判で、コネチカット州最高裁判所が指摘したものである。それは、同裁判所は、特定の証人に犬を同行させる必要があると要請があった場合、①その特定の事実と状況、そして②付添犬の存在が証人に真実で完全であり、かつ信頼できる証言をさせることができる程度、さらに③付添犬の存在が証人の証言を確保するために、より思い切った(drastic)他の措置を取る必要性を回避できるとするなら、その程度を考慮すべきである(Connecticut v. Devon D.,

論 説

138 A.3d 849 (2016))、としたのであった。ペンシルヴァニア州上級裁判所は Purnell 事件の第一審においてはこの「バランス・テスト」が適用されていなかったとして、遡及的に適用することまでは求めないものの、今後、法廷付添犬が適用されるケースにおいては、裁判所はこの「バランス・テスト」を適用すべきであると勧告したのである。

ペンシルヴァニア州最高裁判所は、裁判所は証人が付添犬の助けを借りて証言することを許可する裁量権を有すると結論づけた。その裁量権を行使する際には、「付添犬の存在により、証人が証言をし易くなる」というメリットと「被告人が公正な裁判を受ける権利に及ぼし得る影響」の間のバランスを取ったうえで判断すればよく、しかし一方で、被告人が受けることを保障されている公正な裁判への偏見を軽減する手段を取ることは求められる、としたのである。被告人が公正な裁判を受ける裁判が、証人が慰問犬の助けを借りて証言することを許可する裁量権を有すると結論付け、控訴審判決を支持したのであった。

ところで、アメリカにおいてはそれまでも、未成年の証人がぬいぐるみや人形を抱いたまま証言することを認めるのは、裁判所の裁量を逸脱し、そのようなスタイルの証言は被告人が公正な裁判を受ける権利を侵害しているとして、裁判で争われてきたところであった。例えば、児童証人が人形を抱いたまま証言するのは、被告人が公正な裁判を受ける権利を侵害するだけでなく、人形を抱いたままの状態は、いわば「psychological security blanket」（心理的な安全のブランケット）を被ったものでもあるので、これは対質権の侵害でもあり控訴した裁判において、アイダホ州控訴裁判所は被告人の訴えを認めなかった（State v. Cliff, 116 Idaho 921, 782 P.2d 44 (Idaho Ct. App. 1989)）。また、別のある性犯罪事件の陪審裁判では、被害者である児童証人がテディベアを抱いたまま証言することを裁判所が許可し、この裁判で被告人は有罪と（甲南法学'22）62-1・2・3・4-94（94）

なった。被告人は公正な裁判を受ける権利が侵害されたとして控訴、上告したが、ワイオミング州最高裁判所は、そのような証言方法を認めたとしても、それは被告人の権利を侵害していない、と判示した (Smith v. State, 119 P.3d 411, 2005 WY 113 (2005))。このようなこれまでの議論から判断しても、子どもに犬が付添っているという状態 (しかも陪審員からは見えない状態になっている) での証言が認められることに大きな障壁は無かったのかもしれない。

しかし、「無生物」のぬいぐるみと「生物」の犬では、その「付添」によって子どもが受ける影響にはやはり差があると言えるし、そこから陪審員が受ける影響も異なるのではないかという疑問は当然にある。この点について、ある研究では、子どもが証人として証言する設定の模擬裁判において、その証人が、①テディベアを抱いている、②付添犬がいる、③そのどちらもない、という状態で証言した際に、模擬陪審が受ける印象は違うのか、という実験を何度か繰り返ししている。この実験では、テディベアを抱いた状態の証人を目にする方が、付添犬がいる状態の証人を目にするよりも模擬陪審は被告人に対し偏見を持つ傾向が見られた実験回もあったとする一方で、付添犬の存在は模擬陪審員の判断にほとんど影響を与えなかったと指摘している。⁽¹⁹⁾

(3) 実務上の課題

法廷付添犬プログラムには実務上の課題がいくつかある。これらの課題を考えることは、わが国にも実際に同様のプログラムを導入する際にも参考になると考えられる。

まず、動物を介在させるプログラムには共通の問題であるが、サー

(19) Kayla A. Burd and Dawn E. McQuiston, Facility Dogs in the Courtroom: Comfort without Prejudice, Criminal Justice Review, vol. 44, 4 (2019), pp. 515-536.

論 説

ヴィスの受手（ここでは子どもを中心とした証人等）が動物に強い恐怖感を抱いてたり、まだアレルギーがある場合等は、法廷付添犬のプログラムは使えない。一般的に、盲導犬や補助犬として働く犬は吠えたり人を噛んだりしないようにトレーニングされているし、またとくに衛生面には配慮されていることはもちろんであるが、しかし付添犬を使うことで子どもに恐怖感を与えてしまうのであれば、却って害が大きい。事前に対象者となる子どもの意思を確認しておくことは何より重要である。

むすびに代えて

以上、本稿では、アメリカにおける Court Dog プログラムの内容や意義を検討し、またその合憲性をめぐる議論についての判例を概観し、同様の取組が日本で発展することの意義と可能性についても考えた。冒頭で述べたように、本稿執筆時には法廷付添犬が実際に採用された裁判例はわが国においてはまだ1件しかないが、今後同様の取組がもっと増えることが期待される。

本稿でも述べたように、アメリカにおいては、付添犬が司法制度において果たす役割として、法廷という場面だけでなく、例えば司法面接において、被虐待児童から話を聴きとる際に付添犬の存在が児童に安心感を与え、心情を安定させ、より話しやすい環境を作ることも期待されている。⁽²⁰⁾

わが国でも、たとえば児童相談所や児童養護施設、また DV シェルター等においてセラピー犬を派遣し（あるいは常駐させ）、虐待や面前 DV の被害を受けた児童の心情安定に貢献させることも期待されるであろう。

(20) Cheryl A Krause-Parello et.al, Examining the Effects of a Service-Trained Facility Dog on Stress in Children Undergoing Forensic Interview for Allegations of Child Sexual Abuse, *Journal of Child Sexual Abuse*, Vol.27 No.3, 2018, pp. 305-320.

本稿では被害を受けた児童と犬との関係に注目した取組に焦点を当てたが、他人に加害を与え、加害者となってしまった人々と犬との絆に注目した取組もある。これについては、例えばアメリカでは刑務所や少年院において受刑者が犬を飼育し、介助犬やペットに適した犬になるようトレーニングする等を行っている例もある⁽²¹⁾。これらのプログラムは、生命尊重教育の観点からだけでなく、受刑者が犬に関わる仕事の資格（例えばトリマー等）も取得し、社会復帰にも役立つという観点からも意義のある取組であると言える。また、これらの取組においては、犬については、人間から捨てられた等の理由で保健所に保護された犬の中から選択されており、犬は殺処分を逃れて「セカンドチャンス」を与えられるという意味において、まさに「一石二鳥」のアプローチであるところに最大の意義がある。わが国においても、島根あさひ社会復帰促進センター（PFI 刑事施設）においては、2009年4月より受刑者による盲導犬育成プログラムが行われている⁽²²⁾。さらに、いわゆる保護犬と被收容者の絆に焦点を当てたプログラムとしては、2014年7月、八街少年院においてGMaC（Give Me a Chance）プログラムが開始した⁽²³⁾。このような、人間と動物の絆に注目した取組は、今後、被害者の回復支援においても、

(21) 例えば、ワシントン州の女子刑務所の Prison Pet Partnership Program を紹介するものとして、大塚敦子『犬、そして猫が生きる力をくれた——介助犬と人びとの新しい物語』（岩波現代文庫 2016）、オレゴン州のマクラレン少年院の Project POOCH を紹介するものとして、今西乃子・浜田一男『ドッグ・シェルター：犬と少年たちの再出航（たびだち）』（金の星社 2002）、平山真理「マクラレン少年院（オレゴン州ウッドバーン）における「プロジェクト・プーチ」の試み——動物への愛情がもたらすものとは』『青少年育成』52巻10号（2005）pp.42-45.

(22) プログラムの詳細については <https://www.moudouken.net/center/shimane/puppy-project/> (last visited 11/1/2021)。また、大塚敦子『〈刑務所〉で盲導犬を育てる』岩波ジュニア新書 2015)。

(23) 大塚敦子『ギヴ・ミー・ア・チャンス 犬と少年の再出発』（講談社 2019)

論 説

加害者の更生支援においても活躍の場を拡げることが期待される。筆者も、このテーマに今後も注目したいと考えている。

本稿を閉じるにあたり、前田忠弘先生のご退職にあたり、お祝いの言葉を申し上げたい。筆者は前田先生と海外調査研究をご一緒させて頂く機会を多く得ることができた。前田先生は温和な語り口ながら、調査対象者に対する確で、時に答えにくいまでに斬り込んだ質問をされることが多く、前田先生の参加される調査に同行させて頂くと、より多くの研究成果を得ることができた。前田先生の益々のご健康とご活躍をお祈り申し上げたい。